

沖縄県卸売市場関係事務処理要領

(目的)

第1条 この要領は、事務処理の効率化に資することを目的として、卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）、卸売市場法施行令（昭和46年政令第221号。以下「政令」という。）及び卸売市場法施行規則（昭和46年農林水産省令第52号。以下「省令」という。）の規定に基づく申請、届出等の事務処理に係る事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語の意義は、それぞれ法、政令及び省令の定めるところによる。

(認定事項等)

第3条 地方卸売市場における各種申請等の事項別の主体、必要となる様式の種類及び提出書類については別表のとおりとする。

(申請書等の部数)

第4条 申請書等の部数は、正本1通、副本1通とする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別途農林水産部長が定める。

附 則

1 この要領は、令和2年6月21日から施行する。

事項	主体	様式	提出書類	備考	関係法令等
○地方卸売市場の 認定申請	開設者	別記様式第1号	①認定申請書 ②業務規程 ③業務規定の策定に関する意思決定を証する書面	議会又は取締役会の議事録等	省令第17条 法第13条第3項
		別記様式第7号 別記様式第8号	④(直近年度の)運営状況報告書 ⑤欠格事由に該当しないことを誓約する書面 ⑥取引方法(せりや相対の取引)が公表されていることを証する書類 ⑦代金決済方法(支払期日や支払方法)が公表されていることを証する書類 ・その他の遵守事項を定めた場合は、以下の書類 ⑧取引参加者の意見を聴取した際の議事録等 ⑨定めた理由が公表されていることを証する書類	公設の卸売市場の場合 は不要 公表しているホームページのアドレス、又は 掲示している状況の写真 公表しているホームページのアドレス、又は 掲示している状況の写真	省令第17条第3項第1号ニ 省令第17条第3項第2号ホ 省令第17条第3項第4号 省令第17条第3項第4号 省令第17条第3項第5号イ 省令第17条第3項第5号ロ
		○以下の資料は、法改正前に開設許可を受けていた卸売市場は、添付を省略できる。(省令附則第2条第3項)			
		別記様式第2号	⑩(開設者に係る)定款 ⑪(開設者に係る)登記事項証明書 ⑫(開設者に係る)役員名簿及び役員の履歴書 ⑬卸売市場の施設の配置図 ⑭(卸売業者に係る)定款 ⑮(卸売業者に係る)登記事項証明書 ⑯(卸売業者に係る)役員名簿 ⑰(卸売業者に係る)直近年度の事業報告書	卸売業者が開設者と同じ場合は不要 卸売業者が開設者と同じ場合は不要 卸売業者が開設者と同じ場合は不要	省令第17条第3項第1号イ 省令第17条第3項第1号ロ 省令第17条第3項第1号ハ 省令第17条第3項第2号 省令第17条第3項第3号イ 省令第17条第3項第3号ロ 省令第17条第3項第3号ハ 省令第17条第3項第3号ニ

事項	主体	様式	提出書類	備考	関係法令等
<p>○認定事項の変更申請</p> <p>申請が必要な項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開設者の変更 ・市場面積の10%を超える施設面積の増減 ・開設者の組織人員の10%以上の減少 ・卸売業者の変更で、1社もいなくなる場合 ・業務規程の変更で、業務の方法又は遵守すべき事項の変更を内容とする場合 	開設者	<p>別記様式3号</p> <p>別記様式1号</p>	<p>①認定事項の変更に係る認定申請書</p> <p>②変更後の認定申請書</p> <p>③認定申請時に添付する書類のうち、当該変更に伴いその内容が変更される書類</p> <p>○業務規程の変更を伴う場合は以下の書類</p> <p>④変更後の業務規程</p> <p>⑤変更に関する意思決定を証する書面</p>	<p>議会又は取締役会の議事録等</p>	省令第25条第1項
<p>○認定事項の軽微な変更届出</p> <p>届出が必要な項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開設者の名称、住所、その代表者の氏名の変更 ・卸売市場の名称の変更 	開設者	<p>別記様式第4号</p> <p>別記様式第1号</p>	<p>①認定事項の軽微な変更に係る届出書</p> <p>②変更後の認定申請書</p> <p>③認定申請時に添付する書類のうち、当該変更に伴いその内容が変更される書類</p> <p>○業務規程の変更を伴う場合は以下の書類</p> <p>④変更後の業務規程</p> <p>⑤変更に関する意思決定を証する書面</p>	<p>議会又は取締役会の議事録等</p>	省令第27条第1項
<p>○認定事項の軽微な変更報告</p> <p>報告が必要な項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場面積の10%以内の施設面積の増減 ・取扱品目ごとの取扱数量、金額に関する事項の変更 ・業務の運営体制に関する事項(組織人員が10%以上減少する場合を除く)の変更 ・業務の運営に必要な資金の確保に関する事項の変更 ・市場内の卸売業者に関する事項の変更 ・卸売業者以外の取引参加者に関する事項の変更 ・業務規程に関する事項の変更(業務の方法又は遵守すべき事項の変更を内容とする場合を除く) 	開設者	<p>別記様式第7号</p> <p>別記様式第1号</p>	<p>①運営状況報告書(「7 認定事項の軽微な変更の状況」の欄に記載)</p> <p>②変更後の認定申請書</p> <p>③認定申請時に添付する書類のうち、当該変更に伴いその内容が変更される書類</p> <p>○業務規程の変更を伴う場合は以下の書類</p> <p>④変更後の業務規程</p> <p>⑤変更に関する意思決定を証する書面</p>	<p>議会又は取締役会の議事録等</p>	省令第27条第2項

事項	主体	様式	提出書類	備考	関係法令等
○業務の休廃止の届出	開設者	別記様式第5号	①業務の休止又は廃止の届出書	休止又は廃止する30日前までに提出	省令第28条第2項
○中央卸売市場の認定申請の届出	開設者	別記様式第6号	①中央卸売市場の認定申請に係る届出書		省令第29条
○事業報告書の提出	卸売業者	別記様式第2号	①事業報告書		省令第21条第1項
○運営状況報告書の提出	開設者	別記様式第7号 別記様式第2号	①運営状況報告書 ②事業報告書		省令第30条第1項 省令第30条第2項